

事例報告履修への対応について～協会シラバスより

現職者共通研修の「事例報告」について

事例報告は、以下のいずれかの方法があります。

- 1) 都道府県士会が開催する「現職者共通研修事例報告会」にて発表する
- 2) 協会学術部事例報告登録制度に登録する
- 3) 協会主催の学会および審査のある都道府県士会の学会等で事例研究として筆頭発表する
- 4) 都道府県士会が、現職者共通研修事例報告に適した事例報告会を実施していると承認したSIG(他団体の学術集会等における事例発表も含む)にて筆頭発表する
- 5) 認定作業療法士あるいは基礎研修修了者が指導する施設団体等で行われる事例検討会にて筆頭発表する

なお、運用に関しては、以下の通りです。

- ① 各報告会・検討会では基礎研修修了者以上がファシリテーターを務めることを原則^{*1}とする
- ② 2)の協会学術部事例報告登録制度への登録は、公開中と表示される画面をプリントアウトし、都道府県士会へ提出する
- ③ 上記、3)～5)の事例報告については、「事例報告履修申請書」に必要事項を記入し、都道府県士会担当部署(者)へ提出することとする。申請書を確認し、受講記録の確認印を押印する
- ④ 事例報告の運用に関しては、個人情報に十分配慮する

※1この場合の基礎研修修了者は経験年数5年以上であること

上記の運用指針に県士会として以下を追加して運用します

- ⑤ 3)での協会主催の学会における筆頭発表では、その抄録の提出を必須とし、申請書の承認者の欄は空欄でよいものとする
- ⑥ 4)でのSIGの場合、その抄録もしくは原稿の提出を必須とし、申請書の承認者の欄は空欄でよいものとするが、県内において認定している各種勉強会のSIGにおいては、申請書の承認者の記載を必須とする
その場合、承認者となる基礎研修修了者^{*2}においては、基礎研修修了の確認が不十分であるため、その者の「生涯教育受講記録」の「基礎研修修了証」のページをコピーの上、添付することを求める
- ⑦ 5)での事例検討会では、その抄録もしくは原稿の提出を必須とし、申請書の承認者の記載を必須とする
その場合、承認者となる基礎研修修了者^{*2}においては、基礎研修修了の確認が不十分であるため、その者の「生涯教育受講記録」の「基礎研修修了証」のページをコピーの上、添付することを求める
- ⑧ 申請において、上述の各必要書類を準備し、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、長崎県作業療法士会教育局へ送付すること

※2認定作業療法士においては、協会ホームページ上で確認が可能であるため

注)この場合の事例報告は単独事例とし、複数の事例や基礎的研究等は除外とする

以上の条件に該当する会員は、必要書類を整え、県士会教育局へ切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、送付すること

担当者 殿

事例報告履修申請書

申請者は一般社団法人日本作業療法士協会生涯教育制度事例報告を履修したので、下記のように申請いたします。

記

会員番号：	申請者氏名：	印
所属施設名：		
連絡先：		
報告方法： 該当の履修方法にチェック☑してください。		
<input type="checkbox"/> 協会学会・士会学会・ブロック学会・その他学会		
<input type="checkbox"/> SIG 事例報告会・他団体学術集会・その他		
<input type="checkbox"/> 施設団体等で行われる事例検討会		
事例報告会名（学会名）：		
事例報告 年月日： 年 月 日		
事例報告の演題名：		
事例報告履修申請書承認者： 本事例報告は、申請者により適切に報告されていたことを証明する。		
<input type="checkbox"/> 認定作業療法士：署名 _____		
<input type="checkbox"/> 基礎研修修了者：署名 _____		